

えみこ先生の健康管理レター 今回のテーマ：「果汁ジュースのイラストの謎」

運転中に病気などが原因で起こった事故のことを「健康起因事故」と呼びます。
大きな車を運転するドライバーの皆様が健康でなければ事故は防げません。健康を維持するヒントを毎月お届けします。



お盆には親戚で集まり、お子様のために果汁ジュースをご用意されることもあるかと思います。
また、お中元で果汁ジュースを送ったり、もらった方もいらっしゃるかもしれません。果汁ジュースにルールがあること、ご存知ですか？
食品の表示に関する法規には「**食品表示法**」や「**景品表示法**」があります。食品の不当な表示を防止し、一般消費者の適切な選択と事業者間での公正な競争を確保するためです。
食品表示法や景品表示法などの食品全体での表示に関する法規の中でも、果実飲料に関するルールに特定して定められた「**果実飲料等の表示に関する公正競争規約及び施行規則**」があります。

違いを見てみましょう

①



②



③



①果汁100%の場合

リアルな「**果汁そのもの**」や「**果実をスライスした断面**」のイラストが使えます。

②果汁5～100%未満の場合

100%では使えた「断面のイラスト」は使えません。
「**果実表面のリアルなイラスト**」は使えます。

③果汁5%未満の場合

果実のリアルなイラストすら使えません。少し「**デフォルメしたようなイラスト**」なら使えます。

これは100%
なのにイラスト？

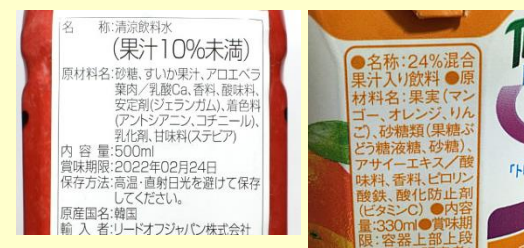


**100%は
リアルなイラストや断面も使えるけれども
「簡単なイラスト」も使って良い**

「ジュース」と明記してよいのは？

法的に定められた食品表示上の「ジュース」とは果汁100%の飲料のみ。
それ以外のものに「ジュース」と記載してはいけません。

果汁10～100%未満の場合は「〇%〇〇果汁入り飲料」
果汁10%未満の場合は「清涼飲料水」ほか一般名称



ビタミンC

ジュースに添加されているビタミンCは**アスコルビン酸**という化学薬品でビタミン補充が目的でなく酸化防止の食品添加物です。また100%ジュースには酸化防止のため「ビタミンC」が入っていても表記しません。
熱や酸素によってすぐに減少してしまうため。

例外

断面のパッケージ使用の公正競争規約には「**紅茶飲料、乳酸菌飲料、酒類、野菜汁は除く**」とあるそうです。
なので、「**乳飲料**」や「**お酒**」には「**断面のイラスト**」が使いちゃうんです！！

